

学校園管理運営事業

学校園管理運営事業とは、学校教育法第5条に基づき、学校設置者である本市が、学校教育活動を適正かつ円滑に実施できるよう、学校の管理運営に必要な教材や教具、校具を整備するための最も基本的で必要不可欠な事業です。

<事業経費内容>

物品の購入経費（教材、図書、事務機器等）、物品の修繕経費、印刷経費等

これら経費により、以下の事業・業務の管理運営を行っています。

<事業共通>

- 教育内容及び教育水準の向上
- 安全で安心な学校づくり
- 学校図書館図書の充実
- 学校園事務の電子化の推進

その他、学校園設備の維持管理、衛生面等の保持、学習環境の整備など

<小学校管理運営事業・中学校管理運営事業>

- 新学習指導要領の実施
- 学校ICT整備事業の推進
- 総合的な学力の育成

<高等学校管理運営事業>

- 専門教科の充実等による活力ある学校づくり
- 世界を舞台として活躍できる人材の育成

<幼稚園管理運営事業>

- 義務教育につながる教育の基礎づくり
- 地域の子育て支援の充実
- 市立認定こども園における幼保が連携した子育て支援の充実

<特別支援学校管理運営事業>

- 在籍児童、生徒の障害の多様化に応じた教育内容の充実
- 自立と社会参加を目指す教育の推進